

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I： 該当なし

区分 II： 該当なし

区分 III： 該当なし

その他： 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去機器冷却海水系オリフィス点検作業において、オリフィスの継手部ボルト及びナットに腐食が認められたため、当該継手部のボルト、ナットを交換。	GⅢ	
2	3号機	中央制御室の制御盤に設置される状態表示画面(NO.1)において、継続的な横方向ちらつきが認められるが、状態表示機能に支障がないことを確認。(支障ありとなった場合に交換検討)	対象外	
3	1・2号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮洗濯廃液タンクB入口弁において、当該弁シート部に漏えいが認められるため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮洗濯廃液ポンプBシール水入口弁において、当該弁シート部に漏えいが認められるため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮洗濯廃液ポンプBシール水出口弁において、当該弁シート部に漏えいが認められるため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	濃縮廃液系濃縮洗濯廃液ポンプBの軸受メカニカルシール部において、シール機能低下によるシール水の内部漏えいが認められるため点検・交換。	GⅢ	
7	その他	点検停止中の補助ボイラー変圧器Bに付属する放熱器導油管の溶接部補修箇所(東北地方太平洋沖地震による津波にて被災)に亀裂による絶縁油の漏えい(1.5l)が認められたため、当該箇所の養生並びに油漏えい受を設置。(本事象発見に伴い消防署に連絡後、消防による現場確認で危険物の漏えい事故ではないと判断)	GⅢ	H24.12.19再審議にてグレード変更 GⅡ→GⅢ